

オ 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	千円
電気事業	8,780
水道事業	18,606
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	千円
電気事業	179
水道事業	295
支給実績 (19年度決算)	千円
電気事業	10,253
水道事業	18,857
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	千円
電気事業	223
水道事業	314

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円	円
	区分	手当の額		電気事業	電気事業
	配偶者	13,000円		10,704	261,073
	子、孫、 父母、祖 父母、弟 妹、重度 心身障害 者	1人につき6,500円(職員に 配偶者がいない場合はそのう ち1人については11,000 円)。 なお、扶養親族である子 のうち、満15歳に達する 日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの 間にある子については、 当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額 を当該子の扶養手当の月 額とする。		水道事業	水道事業
			10,957	260,869	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)	
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円	
	区分			手当の額	電気事業	電気事業
	借家等			〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額－10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額：27,000円）	2,322	92,860
	別居する配偶者のための借家等			上記の2分の1の額	水道事業	水道事業
	自宅居住者			3,500円	3,547	75,457
別居する配偶者のための自宅	1,750円					
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円	
	区分			手当の額	電気事業	電気事業
	交通機関利用者			6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで	5,369	130,962
	交通用具使用者			使用距離に応じて2,440円～35,870円（自動車・バイク・自転車とも同額）。	水道事業	水道事業
特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度額30,000円）		9,141	152,349		

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)										
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ	—	千円 電気事業 1,044 水道事業 276	円 電気事業 348,000 水道事業 276,000										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額 (勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額 (勤務1回につき)	一般の宿日直	4,200円	同じ	—	千円 電気事業 25 水道事業 25	円 電気事業 4,200 水道事業 4,200						
区分	手当の額 (勤務1回につき)														
一般の宿日直	4,200円														
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 — 水道事業 —	円 電気事業 — 水道事業 —										
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、管理者が指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 6,828 水道事業 4,919	円 電気事業 975,461 水道事業 983,873				
職	支給額														
部長級	94,800円～130,700円														
課長級	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 4,027 水道事業 4,560	円 電気事業 80,548 水道事業 74,754
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
特勤手当	生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものに勤務する職員に対して、給料月額に1/100の支給割合を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 電気事業 193	円 電気事業 38,589										
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 水道事業 1,752	円 水道事業 250,272										

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程（平成20年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月29日 長野市 松本市	7月23日～25日、28日～31日 長野市	8月11日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（平成21年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）			
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			